

城陽市都市計画マスタープラン改定等業務委託 審査要領

城陽市都市計画マスタープラン改定等業務委託に関するプロポーザルの審査に関する事項を定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「城陽市都市計画マスタープラン改定等業務委託 募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に応募書類を提出した参加者
- (3) 募集要領に基づき適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおり。

評価項目		評価内容	配点
全体	企画提案内容の説明状況と企画提案の独自性・独創性・実現性	(1)業務目的・趣旨や仕様を正確に理解し、見やすい企画提案書、わかりやすい説明になっているか。 (2)事業者の強み・特色を活かした独自の提案になっているか。また、提案内容及び方法が効果的かつ具体的であり、実現性の高いものになっているか。	30
提案項目	①城陽市及び城陽市都市計画マスタープランに対する理解と提案	(1)城陽市の現状、各種計画の内容を正確に理解・把握しているか。 (2)現行の城陽市都市計画マスタープランの内容を理解し、課題の指摘と的確な改善提案がなされているか。	20
	②城陽市における立地適正化計画の必要性と方向性、各種誘導手法及び施策に対する提案	(1)城陽市の立地特性を踏まえ、説得力のある実効性と実現性の高い提案となっているか。 (2)居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設、防災指針等の設定、地域公共交通施策との連携に対する考え方・方向性が示されているか。	20
業務実施面	勤務実施体制	提案内容を実施できる経験を有した適正な人員が確保されているか。	5
	業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるか。	5
価格点		提案価格に応じて配点を行う。 ※満点（20点）×（提案価格のうち最低価格/自社の提案価格）	20
合計			100

3 審査委員会の設置及び構成員

このプロポーザルの審査のため、次の6名を審査委員として構成する審査委員会を設置する。

- (1) 城陽市理事（兼都市整備部長）
- (2) 城陽市まちづくり活性部部长
- (3) 城陽市まちづくり活性部参事
- (4) 城陽市都市整備部次長（兼都市政策課長）
- (5) 城陽市都市整備部都市政策課課長補佐
- (6) 城陽市都市整備部都市政策課課長補佐

4 プレゼンテーション及び審査の実施

- (1) 日時

詳細については、別途通知する。

- (2) 審査の方法

審査委員は、参加者から提出された企画提案書及び価格提案書並びに別記「評価項目」に基づいて審査を行う。

5 契約候補者の選定

予定価格の範囲内において、各審査委員による評価の総合点が最も高い企画提案書の提出者を契約候補者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満又は提案項目において6割未満の場合は、契約候補者として選定しない。

6 企画提案の採否

企画提案の採否（審査結果）は、各参加者あて書面により通知する。